

公益社団法人鶴見法人会

# Hot Line

2015

9

September



No.534

# SCHEDULE 主要行事予定 平成 27 年 9 月～平成 27 年 11 月

## 9 月

2 日(水) **一般可**  
 ●マイナンバー制度研修会第 2 回目  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 17:00～19:00  
 【講 師】 第一部 鶴見税務署担当官  
 第二部 社会保険労務士

3 日(木) **一般不可**  
 ●福利厚生制度推進連絡協議会  
 【場 所】 ベストウエスタン横浜  
 【時 間】 17:30～20:00

7 日(月) **一般不可**  
 ●青年部会正副部会長会議  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 19:00～

8 日(火) **一般不可**  
 ●女性部会役員会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 18:00～

10 日(木) **一般可**  
 ●平成 27 年度第 33 回源泉所得税研修会第三講源泉部会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 15:00～17:00  
 【テーマ】 「源泉所得税の実務 (中級)」

10 日(木) **一般不可**  
 ●広報委員会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 17:30～

11 日(金) **一般不可**  
 ●地域振興助成事業実行委員会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 18:00～

14 日(月) **一般不可**  
 ●青年部会役員会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 19:00～

15 日(火) **一般不可**  
 ●県法連女性部会連絡協議会  
 【場 所】 新横浜国際ホテル南館  
 【時 間】 14:30～18:30

15 日(火) **一般不可**  
 ●会員増強研修会  
 【場 所】 崎陽軒本店  
 【時 間】 受付 18:00 開会 18:30

17 日(木) **一般可**  
 ●新設法人説明会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 13:30～

17 日(木) **一般可**  
 ●マイナンバー制度研修会第 3 回目  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 17:00～  
 【講 師】 第一部 鶴見税務署担当官  
 第二部 社会保険労務士

18 日(金) **一般可**  
 ●決算法人説明会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 13:30～

28 日(月) **一般不可**  
 ●税制問題研究会  
 【場 所】 箱根湯本富士屋ホテル

29 日(火) **一般可**  
 ●青年部会 9 月研修例会  
 【場 所】 サルビアホール  
 【時 間】 受付 18:30 開会 19:00  
 【講 師】 白井勝晃氏 (㈱鶴見総合体育研究所)  
 【演 題】 選手育成、指導について 世界選手権金メダリスト育成の秘密を明かす!～白井勝晃氏を迎えて～

## 10 月

4 日(日) **一般可**  
 ●豊岡田野支部バス研修会  
 【場 所】 富岡製糸工場・群馬サファリパーク  
 【時 間】 8:15～

5 日(月) **一般不可**  
 ●青年部会正副部会長会議  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 19:00～

6 日(火) **一般不可**  
 ●女性部会税務研修会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 13:40～

6 日(火) **一般可**  
 ●6ブロック支部合同研修会 (マイナンバー制度研修会)  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 17:00～

7 日(水) **一般可**  
 ●6ブロック支部合同研修会 (マイナンバー制度研修会)  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 17:00～

8 日(木) **一般不可**  
 ●第 32 回法人会全国大会・徳島大会  
 【場 所】 アステイ徳島

13 日(火) **一般不可**  
 ●青年部会役員会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 19:00～

15 日(木) **一般可**  
 ●健康セミナー  
 【場 所】 法人会会議室

17 日(土) **一般可**  
 ●つるみ臨海フェスティバル  
 【場 所】 入船公園  
 【時 間】 10:00～

18 日(日) **一般可**  
 ●市場支部バス研修会  
 【場 所】 富士山五合目他  
 【時 間】 8:00～

23 日(金) **一般可**  
 ●決算法人説明会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 13:30～

25 日(日) **一般可**  
 ●生麦支部バス研修会  
 【場 所】 大洗・ひたちなか方面  
 【時 間】 7:15～

25 日(日) **一般可**  
 ●第 3 回体験学習「はじめての出張」  
 【場 所】 東横イン鶴見駅東口

## 11 月

1 日(日) **一般可**  
 ●第 10 回トレジャーハンティング in つるみ  
 【場 所】 サルビアホール・鶴見区全地域

2 日(月) **一般不可**  
 ●青年部会正副部会長会議  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 19:00～

9 日(月) **一般不可**  
 ●青年部会役員会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 19:00～

11 日(水) **一般可**  
 ●第 19 回ほうじん劇場  
 【場 所】 サルビアホール

12 日(木) **一般可**  
 ●平成 27 年度第 33 回源泉所得税研修会第四講源泉部会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 15:00～17:00  
 【テーマ】 「給与所得者の年末調整事務」

20 日(金) **一般不可**  
 ●第 29 回全国青年の集い茨城大会  
 【場 所】 茨城県民文化センター

24 日(火) **一般可**  
 ●平成 27 年度第 33 回源泉所得税研修会第五講 (閉講式) 源泉部会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 15:00～17:00  
 【テーマ】 「非居住者の源泉所得税」

25 日(水) **一般可**  
 ●女性部会チャリティバザー  
 【場 所】 鶴見区役所前広場  
 【時 間】 10:00～

26 日(木) **一般可**  
 ●新設法人説明会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 13:30～

27 日(金) **一般可**  
 ●決算法人説明会  
 【場 所】 法人会会議室  
 【時 間】 13:30～

## Profile

法人名 関東オートグラス(株)  
 役職名 代表取締役  
 氏 名 平林 慶子 氏  
 続 柄 孫  
 氏 名 江戸 あやみ  
 趣 味 料理、箏曲  
 支 部 鶴見東  
 撮影場所 三ツ池公園



## INDEX

税務署長着任ごあいさつ	1
鶴見税務署新任者・転任者一覧表	2
法人課税部門幹部紹介	3
事業レポート/新入会員紹介/税務無料相談	4
企業にとってのあんな話、こんな話	5
第 1 回 相続のポイント	6~7
署からのお知らせ/神奈川県からのお知らせ	8
横浜市からのお知らせ	9

### 募集中!

※会員ご家族の思い出に、表紙のモデルさん募集中! お問い合わせは、事務局 045-521-2531 まで

## 税務署長 着任のごあいさつ



鶴見税務署長 本田 一喜

日本の七十二候では「寒蟬鳴く<sup>ひぐらし</sup>」頃ではありますが、まだまだ残暑厳しい日々が続いております。  
公益社団法人 鶴見法人会の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により鶴見税務署長を拝命し、渋谷税務署特別国税調査官から転任して参りました本田(ほんだ)でございます。前任の早坂署長同様、よろしくお願い申し上げます。

長谷川会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、鶴見法人会におかれましては、昭和25年の創立以来「良き経営者を目指すものの団体」として活動されたことが認められて公益社団法人に認定され、税法研修会及び税に関する講演会の開催や「税に関する絵はがきコンクール」を通じた正しい税知識の普及と納税意識の高揚に努められるとともに、「ほうじん劇場」や「地域振興助成事業」をはじめ、女性部会による「チャリティーバザー」並びに青年部会による「トレジャーハンティングinつるみ」の開催など、様々な社会貢献活動に積極的に取り組まれていると伺っております。

鶴見法人会の皆様方が、このような魅力ある会活動を展開されておりますことに、心より敬意を表する次第でございます。

ところで、我が国の経済を取り巻く現状を見ますと、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、一方で、個人消費等に弱さが見られ、景気の回復状況にばらつきがあるなど、地方や中小企業では景気回復の成果を十分に実感できていない状況となっております。

このような状況の下、経済再生と財政健全化を両立するための税制面での施策として、平成27年度税制改正により、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化、地方創世に取り組むための企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援に加え、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和など、各種税制措置が講じられました。

また、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。

平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始される予定です。

このように税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、私どもといたしましては、適正公平な賦課徴収の実現の一方で、イータックスなどのICTを活用し、納税者利便の向上や、行政手続きの簡素化・効率化に努めるとともに様々な施策に積極的に取り組んでまいり所存でございますので、引き続き暖かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人鶴見法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

鶴見税務署 新任者・転任者一覧表

平成 27 年 7 月 10 日付

新任者		部門及び職名	転任者	
氏名	前任地等		氏名	転任地等
本田 一喜	渋谷税務署 特別調査官 (個人担当)	署長	早坂 詔郎	勇退
山田 真介	(留任)	副署長		
岩間 正満	(留任)	法人税等担当 特別国税調査官		
小池 有紀	東京局 総務部 税務相談室 相談官	総務課長	岩崎 艶子	東京局 総務部 税務相談室 指定相談官
沼澤 隆太郎	東京局 調査部 特別調査官 総括主査	法人課税第 1 部門 統括国税調査官	佐藤 宣弘	東京局 総務部 税務相談室 (上野) 相談官
小峰 英嗣	保土ヶ谷署 連絡調整官	法人課税第 2 部門 統括国税調査官	高橋 聡司	日本橋署 統括国税調査官
大辻 明美	(留任)	法人課税第 3 部門 統括国税調査官		
稲垣 賢司	東京局 査察部 主査	法人課税第 4 部門 統括国税調査官	石渡 晶一	川崎南署 統括国税調査官
見弓 恵次	玉川署 統括国税調査官	法人課税第 1 部門 総括上席国税調査官	山崎 順子	鎌倉税務署 統括国税調査官
西 俊郎	(留任)	法人課税第 1 部門 (法人審理担当) 上席国税調査官		
近田 豊宏	(留任)	法人課税第 1 部門 (源泉審理担当) 上席国税調査官		

## 法人課税部門幹部紹介



副署長 山田 真介

引き続き鶴見税務署副署長を務めさせていただきます山田でございます。

長谷川会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、日頃より税務行政に対しまして格別なご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度も、公益社団法人鶴見法人会が、公益法人としてふさわしい多彩な魅力ある事業活動を展開されますことをご期待申し上げますとともに、税務署と致しましても、貴会とこれまで培って参りました信頼関係を大切にし、緊密な連絡協調関係を推進してまいる所存でございますので、今後とも、税務行政の良き理解者として、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人鶴見法人会の益々のご発展と、会員の皆様方の事業のご繁栄並びにご健勝を心から祈念致しまして、私の挨拶とさせていただきます。



法人課税第1部門 統括国税調査官 沼澤 隆太郎

この度の人事異動により、東京国税局調査部より参りました沼澤でございます。

前任の佐藤統括官同様よろしくお願い申し上げます。

16年ぶりの税務署における勤務となり、また、法人会との窓口を務めさせていただくのは初めてでございますので、何かとご迷惑をかけることもあるかと存じますが、歴史と伝統ある鶴見法人会の皆様方よりご指導ご鞭撻を頂戴しながら、精一杯会活動のお手伝いをさせていただきます所存でございます。

本年度は、どうぞよろしくお願い致します。



法人課税第1部門 上席国税調査官 西 俊郎

引き続き法人会を担当させていただきます西でございます。

鶴見法人会の皆様には、税務業税に対する深いご理解と地域社会への貢献活動に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

税法研修会をはじめ、会活動全般に対しまして、精一杯お手伝いさせていただきたいと思っております。

まだまだ至らないところもあるかと存じますが、本年度も、暖かいご支援とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



法人課税第1部門 上席国税調査官 近田 豊宏

今年も引き続き、税務署における法人会の源泉部会担当を務めさせていただきます。

皆さま方よりご指導ご鞭撻を賜りながら、研修会を通して源泉部会がさらに魅力ある活動となるよう、お手伝いさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ヤビツ水源県民交流の森づくり(下草刈り)  
 平成27年度県法連地域社会貢献運動  
 7月25日(土)  
 事業委員会

丹沢ヤビツ峠「法人会の森」にて、県法連地域社会貢献活動の下草刈りがおこなわれ、当会は、伊藤副会長他14名が参加した。

当日は、蒸し暑い中、インストラクターの説明のあと、鎌とヘルメットが配られ下草刈りをおこなった。



ファミリー研修会  
 東京ディズニーランド  
 8月20日(木)  
 厚生委員会

夏休み恒例のファミリー研修会を開催した。

当日は48名が参加し、東京ディズニーランドへ。曇り空の中、会員の皆様はお子さんと一緒に多くのアトラクションを楽しんだ。



## ホームページリニューアルのお知らせ

平成27年9月1日、公益社団法人鶴見法人会のホームページをリニューアルしました。より使いやすく、よりわかりやすいホームページとなるよう、ページ構成やサイトデザインを全面的に見直しました。リニューアルにあたり、トップページのアドレス(<http://www.tsurumi.or.jp>)に変更はありません。今後とも、内容の充実を図るとともに、よりわかりやすい情報をタイムリーに発信してまいりますので、何卒よろしく願い申し上げます。

## 新入会員紹介

平成27年6月～平成27年7月

支部名	法人名	正会員・賛助会員	代表者氏名	住所	電話	業種	紹介者
市場	(株)ケアギビング	正会員	加藤 剛	市場大和町4-3	642-6950	介護サービス	(株)伊藤工業
鶴見中央	(一財)あんしん財団 神奈川支局	賛助会員	伊吹 修一	中区本町1-4	664-6081		大同生命保険(株)
鶴見西	(株)扶桑防災設備	正会員	四之宮豊生	北寺尾7-5-13 第1よしみ荘2F-8号	859-9884	消防用設備業	(有)牛尾印刷
市場	(株)マリアの風	正会員	増田 貴秀	市場大和町7-7倉形ビル1F	504-2889	飲食業	(株)相村工務店

## 税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

■相談日 9/16(水)・11/18(水) ■時間 午後1時 ■場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

## 企業にとっての あんな話・こんな話

### 「神奈川なでしこブランド」を募集しています。

女性の潜在力を生かした地域経済の活性化を計ります。

県では女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、応募のあった(モノ・サービス)を審査し、優れたものを「神奈川なでしこブランド」と認定した(モノ・サービス)広く周知することで、女性の活躍の効果を具体的に示し、多くの企業が自らの経営戦略として女性の登用、活躍促進に取り組むことを目指します。

併せて一般女性のアイデア「なでしこの芽・なでしこの種」も募集しています。

こうした事業を通じて、女性の潜在力を生かした地域経済の活性化を計っています。

今年度も次の通り募集していますので、ぜひご応募ください。

#### 「神奈川なでしこブランド」

- ① 募集の対象 女性が開発した商品で、応募時点で実際に県内で市場に提供されている物。
- ② 応募資格 神奈川県内に拠点を持つ事業所・団体。
- ③ 応募方法 申請書等の書類を作成し、県労政福祉課へ提出して下さい。
- ④ 募集締め切り 平成27年9月30日まで。
- ⑤ 今後のスケジュール 選考結果については、平成28年1月に県から申請者へ通知するとともに、県HPで公表します。また2月に認定式を行う予定です。

#### 「なでしこの芽」「なでしこの種」

県内に在住、在勤、在学の一般女性から、モノやサービスに関するアイデアを募集します。この中から優れたものを選定し、「なでしこの芽」「なでしこの種」として商品化に向けたサポートを行います。これにより、一般女性の仕事への意欲を刺激するとともに、企業の採用意欲の喚起を促す事を目指します。

##### 1 募集の対象

一般女性が考えたモノ・サービスについてのアイデア。

##### 2 アイデアの区分

県は、優れたアイデアの選定後、応募者の商品化に関する希望により、アイデアを区分し、各々サポートを行います。

\* 応募者自らが商品化に取り組みたい場合(なでしこの芽)県が事業化支援のための情報提供を行います。

\* 応募者がアイデアを企業に実現してもらう場合(なでしこの種)県がアイデアを公表し、商品化を希望した企業とのマッチングを行います。

##### 3 応募資格・締め切り

なでしこブランドと同様です。

問い合わせ先 県労政福祉課 両立支援グループ Tel 045-210-5744

# 第 1 回 相続のポイント（金融資産の国際化）

相続税の改正により、平成 27 年 4 月 1 日から基礎控除額が 4 割も引き下げられました。

基礎控除額は (3,000 万円 + 法定相続人 × 600 万円) になりました。

このため、改正前は、相続人が妻と子供 2 人で、「基礎控除額 5,000 万円 + 相続人の数 × 1,000 万円」で 8,000 万円まで控除され相続税が課税されなかったのですが、改正後は「3,000 万円 + 600 万円 × 3 人」で控除額は 4,800 万円になりますので、相続財産が 4,800 万円を超えますと課税されます。

下記の表も参考にしてください。

出典：国税庁ホームページ

【平成 26 年 12 月 31 日までの場合】			【平成 27 年 1 月 1 日以後の場合】		
相続税の速算表 法定相続分に応ずる取得金額			相続税の速算表 法定相続分に応ずる取得金額		
税率	控除額		税率	控除額	
1,000 万円以下	10%	—	1,000 万円以下	10%	—
3,000 万円以下	15%	50 万円	3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円	5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円	1 億円以下	30%	700 万円
3 億円以下	40%	1,700 万円	2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円超	50%	4,700 万円	3 億円以下	45%	2,700 万円
			6 億円以下	50%	4,200 万円
			6 億円超	55%	7,200 万円

このため、相続税を払う人が倍増すると思います。

しかし、死亡保険金の非課税（相続人が保険金を受け取る場合に限り、「500 万円 × 法定相続人の人数」）や、生前贈与の非課税（教育資金は 1,500 万円、子や孫に贈る結婚・子育て向け資金は 1,000 万円）を活用すれば、相続税を軽減できます。

保険や信託財産の運用も多様化しています。

例えば、下記のように、日本の年金の運用も国債等の安全運用から外国株式・外国債券の割合を増やした危険な運用に代わっています。極端な低金利のためです。

国内債券 35% (±10%)	国内株式 25% (±9%)	外国債券 15% (±4%)	外国株式 25% (±8%)
-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

年金積立金管理運用 独立行政法人  
Government Pension Investment Fund (GPIF)

出典：GPIF ホームページ



アベノミクスは年2%のインフレを予定していますが、国内債の利回りは1%以下です。

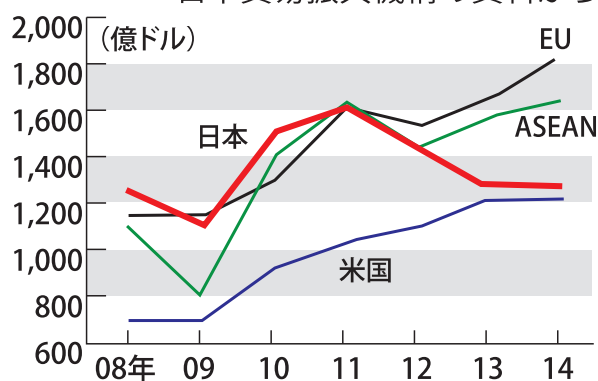
国内債券で運用している限り、目減りは必至です。例えば、外貨建ての個人年金は、利回りが高く、期間10年のものでは円建ての場合およそ、0.10%なのに対し、米ドル建ては1.8%、ユーロ建ては0.9%、豪ドル建ては2.6%程度です。豪ドルとの金利差が約2.5%です。単利で考えても、10年で25%、20年で50%になります。為替リスクを考えても50%以上豪ドルが下落しても円建ての個人年金と等しいということになります。

また、GPIFが、外国株式・外国債券の運用を増やしたのは円安・インフレを予想したからだと思います。日本は約1,000兆円の借金があります。これ以上、増やすことができません。政策金利を上げることができないと考えるのが自然です。

しかし、中国のバブル崩壊による株の暴落が世界を混乱させたことが示すように株にはリスクがあります。

下記の日本貿易振興機構の資料は中国のバブル崩壊が世界に影響を与えることを示唆しています。年金資産が世界的な株の暴落で激減する可能性があります。

### 主な国・地域の対中輸出額の推移 日本貿易振興機構の資料から



しかし、定期預金もインフレで目減りします。アベノミクスが失敗すれば物価は2～3倍になります。

定期預金も2分の1、3分の1の貨幣価値になると思います。資産が円だけというのも為替相場の円買いと同じリスクがあります。円安・インフレの危険を避けるために、資産の国際化を検討する必要があると思います。株はリスクがありますが外債、外貨保険は比較的安全とされます。外債、外貨保険が資産の2～3割程度あれば円安・インフレのヘッジになります。

今は庶民にも世界的な視野が必要とされます。

#### 付録：2015年、2016年の税制改正の要点

##### (出国時課税制度の創設)

2015年7月1日以後、課税回避目的での海外移住を防ぐために、国外転出する居住者は、転出時にその有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等を決済したものとみなして課税が行なわれます。

##### (金融所得課税の一体化)

公社債・公社債投信が、2016年から上場株式・公募株式投信と同じグループに入ります。税率も一律に20%となり、グループ内では「損益通算」も可能になります。

※ 但し資産運用の結果は自己責任であることをくれぐれもお忘れなく。

税制委員長 福原 倫

## 平成 27 年分 年末調整等説明会の開催のお知らせ

税務行政につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も年末調整の時期となりました。税務署及び市役所では、年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、下記の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」などを用いて説明いたしますので、関係書類等をご持参の上ご来場ください。

記

開催日	開催時間	会場	対象地域(※)
11月5日(木)	用紙配布 午後1:00～1:30 説明会 午後1:30～4:00	鶴見公会堂 <所在地> 鶴見区豊岡町2-1	安善町・市場上町・市場下町・市場西中町・市場東中町・市場富士見町・市場大和町・潮田町・扇島・小野町・寛政町・岸谷・下野谷町・尻手・末広町・大黒町・大黒ふ頭・佃野町・鶴見・鶴見中央・豊岡町・生麦・弁天町・本町通・元宮
11月6日(金)	用紙配布 午後1:00～1:30 説明会 午後1:30～4:00	(鶴見駅西口前 ツルミフーガ 1号棟6階)	朝日町・江ヶ崎町・梶山・上末吉・上の宮・北寺尾・駒岡・栄町通・汐入町・獅子ヶ谷・下末吉・菅沢町・諏訪坂・大東町・寺谷・仲通・浜町・馬場・東寺尾・東寺尾北台・東寺尾中台・東寺尾東台・平安町・向井町・矢向

(注) 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。  
年末調整等説明会関係書類は、10月下旬に送付を予定しております。

### 《注意事項》

- 説明会の開始30分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。
- 説明会当日の混雑の緩和のため、給与支給人員100人以上の場合につきましては、国税関係用紙を**10月29日(木)午後1時から4時**の間に、鶴見税務署において配布いたします。  
また、早期に諸用紙の必要な場合も同日に配布いたします。

※ 給与支払報告書関係書類は、横浜市特別徴収センターから配布することとされています。



## 神奈川県からのお知らせ【重要】

**e L T A X (地方税ポータルシステム) に使用するパソコンの『Java実行環境』を最新バージョンに変更してください。**

会員の皆様には、e L T A X の利用促進につきまして、日ごろから格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、e L T A X で利用届出(新規)、電子申請・届出をされるためには、パソコンに『Java実行環境』(Java8 update45)が必要となりますが、利用届出等をされた後は、セキュリティ対策の観点から『Java実行環境』を**最新バージョン(Java8 update51)へ変更**していただきますようお願いいたします。

また、一般社団法人地方税電子化協議会では、セキュリティ上重要な情報を e L T A X ホームページに随時掲載し、周知を図っておりますので、適宜御確認いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】神奈川県総務局財政部課税課 電話 045-210-1111(代表)

電子申告・電子納税サービス (eLTAX) について

## 法人市民税の申告、給与支払報告書の提出については 「すべての地方公共団体」で 電子申告をご利用いただけるようになりました。

電子申告では、複数の地方公共団体への申告を、まとめて1回のデータ送信で行うことができます。法人市民税の申告、給与支払報告書の提出については、すべての地方公共団体で電子申告による提出が可能になりましたので、ぜひご利用ください。

### Q 横浜市では eLTAX による電子納税を行っていますか？

**A** 横浜市では、eLTAXによる電子納税サービスをご利用いただけます。

#### eLTAXでの電子納税が利用可能な税目

・法人市民税 ・事業所税 ・個人住民税(特別徴収)

※固定資産税(償却資産)のeLTAXによる電子納税は実施していません。

#### 電子納税サービス利用方法

電子納税を行う手続き内容によって、次の2通りの方法があります。

##### 方法1 申告データをもとに、納付手続きを行う

eLTAXで申告した申告データをもとに、納付情報発行依頼を送信します。納付情報を受け取り、内容を確認した後、ペイジー(Pay-easy)を介してインターネットバンキングやATMから納付します。

**【利用可能手続き】 法人市民税の納付、事業所税の納付、個人住民税 退職所得に係る納入申告**

##### 方法2 納付用の基本情報を入力して、納付手続きを行う

納付する税目の利用届出を提出し、納付用の基本情報を入力して納付情報発行依頼を送信します。納付情報を受け取り、内容を確認した後、ペイジー(Pay-easy)を介してインターネットバンキングやATMから納付します。

**【利用可能手続き】 個人住民税(特別徴収)の納付、法人市民税の見込み納付**

※①、②共にインターネットバンキングでの納付を行う場合は、あらかじめ口座の準備が必要です。

ATMによる納付の場合は、不要です。

エルタックス  
**eLTAX**

エルタックス



全般に関する利用手続の詳細は…eLTAXヘルプデスク

電話:0570-081459(ハイシンコク) 全国一律市内通話料金

IP電話やPHSをご利用の場合:03-5500-7010 通常電話料金

ホームページ:<http://www.eltax.jp/>



## 税務研修会のご案内

### 女性部会から部会員の皆様へ

残暑が続いておりますが、少しずつ秋の気配を感じる季節となりました。

恒例となっております女性部会主催の税務研修会を開催いたします。

第一部は鶴見税務署長 本田一喜 様をお迎えして講演会を、

第二部では「税務署幹部と一緒に考える税金クイズ」による研修会を開催いたします。

ぜひ、皆様多数のご参加をお待ちしております。

日時 平成27年10月6日(火) 受付:午後1時40分、開会:午後2時

場所 鶴見法人会会議室

参加費 無 料

第1部 講演会(午後2時～午後2時50分)

講師 鶴見税務署長 本田 一喜 様

演題 「ことばとの出会い」

第2部 研修会『鶴見税務署の幹部と一緒に考える税金クイズ』

(午後3時10分～午後4時30分)



## 女性部会入会のお誘い

女性部会は、経営に携わる女性同士の情報交換の場として、又、税の知識や教養を高める研修会を催し活発な活動をしております。

法人会会員会社の方ならどなたでも入会できます。

新年度 入会金 3,600円

次年度 年会費 3,600円

税務研修会当日ご入会いただければ、第一部講演会、第二部研修会に参加できます。

女性部会入会及び、税務研修会参加 申し込みは事務局までご連絡下さい。

皆様のご入会を心からお待ち申し上げます。

お問合せ 鶴見法人会事務局 TEL.045-521-2531